

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課																									
件 名	デジタル教科書環境構築業務委託																									
契 約 内 容	デジタル教科書（国語、算数、社会、理解、地図）のインストール作業 対象は児童・生徒用PC（PC教室・タブレット）、教師用PC																									
契 約 期 間	令和2年4月27日から令和2年6月30日まで																									
契 約 締 結 日	令和2年4月27日																									
契 約 相 手 方	㈱石川コンピュータ・センター																									
契 約 金 額	539,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>PC教室PC及びタブレットは、環境復元機能が設定されているため、設定解除から導入後の再設定が必要で既存システムを熟知している必要があります。 このことから、現在学校間ネットワークの運用・保守の包括的業務委託を請け負っている㈱石川コンピュータ・センターが本業務委託に適しているため。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	弁護士委任業務	
契 約 内 容	学校給食調理業務委託料の変更契約に関する委託業者との協議・交渉に関する委任業務	
契 約 期 間	令和2年6月29日～令和2年10月5日	
契 約 締 結 日	令和2年6月29日	
契 約 相 手 方	あおば法律事務所 弁護士 上田敏喜	
契 約 金 額	330,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、あおば法律事務所の上田敏喜弁護士にかねてより相談していた経緯があり、当該案件について最も熟知している上田弁護士を選定することで、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するものです。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	子ども未来課																									
件 名	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業対応業務委託																									
契 約 内 容	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における、子育て世帯への臨時特別給付金の支給にかかる対象者の把握、管理及び支給に関わる書類や電子データの作成、既存システムとのデータ連携、運用の支援。																									
契 約 期 間	令和2年5月25日から～令和2年9月30日																									
契 約 締 結 日	令和2年5月25日																									
契 約 相 手 方	日本電気株式会社 東海支社																									
契 約 金 額	2,706,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、給付金の給付対象者の正確な把握、管理及び給付に関わる書類や電子データ作成の効率化等の理由から、日本電気株式会社 COKAS-R/AD II の児童手当システムとの連携が必要であるため対応作業を行える事業者は限られることから、その性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約をするものである。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 子ども未来課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	文化スポーツ課	
件 名	ロボット塾開催委託	
契 約 内 容	ICTに親しむ子どもたちの居場所づくり事業及び理科好きな子どもの芽を育む事業として、レゴロボット製作キットを使って、自由な発想でプログラミングしオリジナルロボット製作を行う。 3時間×5回の講座を夏休み及び冬休みに（延べ30時間）を実施する。	
契 約 期 間	令和2年6月26日～令和3年1月29日	
契 約 締 結 日	令和2年6月25日	
契 約 相 手 方	特定非営利活動法人いぬやまe-コミュニティーネットワーク	
契 約 金 額	276,100円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>選定業者「特定非営利活動法人いぬやまe-コミュニティーネットワーク」は、ICTのスキルを身に着けさせるICT講習会を16年にわたって犬山市と共催で開催してきた実績があり、現在は犬山市民交流センターフロイデを拠点に4会場で開設するなど、最新技術を導入しながら幅広く市民に学習機会を提供している。</p> <p>第5次犬山市総合計画の「生涯学習の活性化」において、市民の学習ニーズに合った学習内容を提供するためには行政だけでは限界がある。今後は特定非営利活動法人いぬやまe-コミュニティーネットワークとの協働により、地域と一体となった講座を提供するといった事業展開が求められると謳われている。</p> <p>本年から、小学校教育においてプログラミング学習が教育課程の中に位置づけられ、民間の力を活用しながらプログラミング学習講座を設置することは時代の求めである。</p> <p>子どもに指導できる経験豊富な講師陣を有していること、講座開設予定の犬山市民交流センターフロイデに事務局本部があり迅速かつ柔軟な対応が期待できること、長年に渡り犬山市の子どもを対象にした講座を手掛けた実績のある唯一の存在であること、また犬山市総合計画の指針に示されているのは、選定業者以外にないことから競争入札に適さないため。</p>	
その他特記事項	—	

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課 (犬山城管理事務所)																									
件 名	監視カメラ保守点検委託																									
契 約 内 容	犬山城監視カメラの保守、点検																									
契 約 期 間	令和2年5月1日～令和5年4月30日																									
契 約 締 結 日	令和2年5月1日																									
契 約 相 手 方	セコム株式会社																									
契 約 金 額	574,200円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山城における防犯対策をより強化するため設置した監視カメラは、セコム株式会社の製品である。 犬山城では、セコム株式会社に夜間機械警備も委託しており、人感センサーや煙感知器などセキュリティ設備が構築されている。 これらの連動したセキュリティシステムを合理的に活用させるためには、監視カメラの保守点検も、製造元であるセコム株式会社に委託することが妥当であると考えられる。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、この事業者と随意契約をするものである。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課(犬山城管理事務所)

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	歴史まちづくり課																									
件 名	東之宮古墳管理業務																									
契 約 内 容	史跡東之宮古墳及びその周辺区域の適切な維持管理を図るため、日常的な維持管理（草刈り及び芝生の管理、清掃・ゴミ拾い、樹木の剪定等）を実施する。																									
契 約 期 間	令和2年4月24日から令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日																										
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会																									
契 約 金 額	407,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べて著しく安価に実施することが可能であるため。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課 (犬山城管理事務所)	
件 名	夜間業務委託	
契 約 内 容	夜間施設警備及び機械警備 (防犯、火災監視、設備監視等)	
契 約 期 間	令和2年6月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年6月1日	
契 約 相 手 方	セコム株式会社	
契 約 金 額	212,300円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契 (1人による見積りとなった場合 (契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く)) <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山城の機械警備システムは、セコム株式会社が構築したものである。 不慮の事態の発生やその他の緊急時にもすぐに対応してもらうためには、このシステムを扱うことのできるセコム株式会社に、夜間業務委託をすることが妥当であると考えられる。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課(犬山城管理事務所)

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	歴史まちづくり課	
件 名	冬至梅管理業務委託	
契 約 内 容	樹高、枝張ともに近隣では見かけない大きさがあり登録有形文化財の旧堀部家住宅の歴史を構成する要素として文化財的にも重要であるが、樹勢の衰えが見られる冬至梅を診断、診断結果に基づく樹勢回復のため措置を施し、後世に残すべく適切に管理していく。	
契 約 期 間	令和2年6月19日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年6月19日	
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会	
契 約 金 額	金187,000円(税込み)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本委託業務は、専門的見地に基づく樹勢診断と樹勢回復措置が必要である。一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、樹木医学の専門家がおり、樹勢診断、樹勢回復措置に適切な助言ができ、犬山市の桜の木約2,400本の診断を請け負うなど、実績も十分である。また、上記業務を安価な単価で委託することが出来る。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課